

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課)	1
○保安林の解除の予定 (")	1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	1
○基本測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	2
○公共測量の実施の通知 (")	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (3件) (")	2
○建築基準法による道路の指定 (建築指導課)	3

告 示

高知県告示第554号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 休止年月日
上ノ加江診療所 高岡郡中土佐町上ノ加江2415 平成24・7・1
- 1

高知県告示第555号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
---------	-------	-----	-----

等			
11180756138 東美波(全和褐原108) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	安芸郡田野町池地 伸之
11240301353 嶺北五月(全和褐原110) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	安芸郡田野町池地 伸之	高岡郡佐川町高知県畜産試験場

高知県告示第556号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村小麦畝字上コヲカケ195の1、195の3、195の5
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上コヲカケ195の1・195の3・195の5(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第557号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町西峰字ツカノヲ5034の2、5034の4
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ツカノヲ5034の2・5034の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第558号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市下田字沖ノ濱4188の3、4188の6、4188の19、4188の20
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第559号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、平成25年1月25日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成24年8月31日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (1) FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル)
- (2)ア FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長10.0メートル、船幅2.0メートル)
- イ FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長7.0メートル、船幅2.0メートル)
- (3)ア FRP船1隻(船名及び船舶番号不明、船長20.0メートル、船幅3.0メートル)
- イ FRP船2隻(船名及び船舶番号不明、船長6.0メートル、船幅1.2メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (1) 土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港船舶保管施設用地
平成24年7月23日午前10時
- (2) 土佐市宇佐町新町 宇佐漁港新町-4.0メートル岸壁取合護岸背後
平成24年7月23日午前10時
- (3) 須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港船揚場前水域
平成24年7月23日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (1) 平成24年7月23日午前11時
土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港船舶保管施設用地
- (2) 平成24年7月23日午前11時
土佐市宇佐町新町 宇佐漁港新町-4.0メートル岸壁取合護岸背後
- (3) 平成24年7月23日午前11時
須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港船揚場前水域
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、漁港漁場整備法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課維持管理第一班(電話番号088-893-2114)
- 高知県告示第560号**
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨

の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量(一等磁気測量)
- 2 作業期間
平成24年9月3日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市
- 高知県告示第561号**
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成24年8月31日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
基本測量(重点地域高精度三次元測量)
- 2 作業期間
平成24年9月4日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
室戸市、安芸市、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町及び安芸郡安田町
- 高知県告示第562号**
国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成24年8月31日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 作業種類
公共測量(補助基準点測量)
- 2 作業期間
平成24年9月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域
高知市
- 高知県告示第563号**
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年8月31日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町黒石字十二所ノ東197番12から長岡郡大豊町黒石字十二所ノ東197番6まで	前	4.1 }	39
	後	4.5 }	39
		10.2	

高知県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市出間字大坂967番1から土佐市波介字大坂山5590番1まで	前	14.2 }	96
	後	14.2 }	96
		65.7	

高知県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町西峰字コヨタ キ4593番2	61	平成24年8月31 日

高知県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東祖谷山大杉停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町黒石字十二所 ノ東197番12から 長岡郡大豊町黒石字十二所 ノ東197番6まで	39	平成24年8月31 日

高知県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年8月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市出間字古橋2906番1 から 土佐市波介字榎ノ本4758番 2まで	691	平成24年8月31 日

高知県告示第568号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年8月31日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1751番4	6.00	48.97	